

## 遠州灘海浜の健全な利用と自然保全対策連絡会議要綱

天竜川河口から浜名湖今切に至る遠州灘海浜は、繰り返し打ち寄せる白い波、白い砂浜、緑の松林が延々と続き、その自然景観は雄大でありかつ数々の自然の営みも繰り返されている。

この自然を保全し、健全な利用が図られることが期待されていることに鑑み、それぞれの関係行政機関が相互に連絡調整を図り、円滑な業務運営の推進に寄与するものとする。

(趣旨)

第1条 遠州灘海浜の健全な利用と自然保全対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)は、浜松市の遠州灘海浜の健全な利用と自然保全に係る対策に関して、その連絡調整を行うものとする。

(構成)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 静岡県浜松土木事務所  
企画検査課長 維持管理課長 沿岸整備課長
- (2) 静岡県西部農林事務所  
森林整備課長
- (3) 浜松市  
環境部長 スポーツ振興課長 環境政策課長 環境保全課長 **ごみ減量推進**課長  
産業廃棄物対策課長 **廃棄物処理**課長 **観光シティプロモーション**課長  
**林業振興**課長 土地政策課長 公園課長 緑政課長 **道路保全**課長  
南土木整備事務所長 河川課長 文化財課長 南区役所区民生活課長  
西区役所まちづくり推進課長

(所掌事項)

第3条 連絡会議は、次の各項に掲げる事項について連絡調整を行う。

- (1) 海浜の清掃美化に関すること。
- (2) 中田島砂丘の景観の保全に関すること。
- (3) アカウミガメの保護に関すること。
- (4) レクリエーション活動のあり方に関すること。
- (5) その他海浜の適正な保全と管理に関すること。

(対策区域及び対策所管)

第4条 前条各号に掲げる事項の対策区域及び対策所管は別表のとおりとし、それぞれの事項の対策所管は、財政的措置を含め積極的に当該対策を講ずるものとする。

(総会及び臨時会)

第5条 連絡会議は毎年一回総会を、必要に応じ臨時会を開催する。

- 2 総会においては、それぞれの事項ごとに当該年度の対策事項、前年度の対策事項の状況その他必要な事項等について報告するものとする。

(部会)

第6条 連絡会議には、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会は必要の都度、関連する対策を所管する課をもって構成する。
- 3 部会の設置・廃止及び構成については、連絡会議の承認を得るものとする。
- 4 部会に幹事一人を置き、幹事は必要に応じ部会を開き、会議を運営する。
- 5 部会で検討された事項については、連絡会議に報告するものとする。

(座長)

第7条 連絡会議に座長を置くものとし、座長は浜松市環境部長を充てる。

(庶務)

第8条 連絡会議の庶務は、浜松市環境部環境政策課を充てる。

附則

この要綱は、昭和63年10月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成2年5月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年6月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成4年6月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年6月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附則**

**この要綱は、平成29年4月1日から施行する。**

第4条別表

事 項	対 策 区 域	対 策 所 管	
		静岡県	浜松市
1 海浜の清掃美化	浜松市の海浜の全域	浜松土木事務所 維持管理課 西部農林事務所 森林整備課	ごみ減量推進課 廃棄物処理課 産業廃棄物対策課 観光シティプロモーション課 南区役所区民生活課 西区役所まちづくり推進課
2 中田島砂丘の景観の保全	中田島砂丘区域  馬込川河川区域	浜松土木事務所 維持管理課 西部農林事務所 森林整備課	環境保全課 観光シティプロモーション課 林業振興課 土地政策課 公園課 緑政課 河川課
3 アカウミガメの保護	中田島砂丘区域	浜松土木事務所 維持管理課 西部農林事務所 森林整備課	文化財課 環境政策課
4 レクリエーション活動の在り方	浜松市の海浜の全域	浜松土木事務所 維持管理課 西部農林事務所 森林整備課	観光シティプロモーション課 林業振興課 公園課 スポーツ振興課
5 その他海浜の適正な保全と管理  (1) 粗大ごみ対応と海浜の安全利用	浜松市の海浜の全域	浜松土木事務所 維持管理課 沿岸整備課 企画検査課 西部農林事務所 森林整備課	環境政策課 産業廃棄物対策課 観光シティプロモーション課 道路保全課 南土木整備事務所 文化財課 廃棄物処理課